

仕 様 書

機器名	総合周産期母子医療センター分娩室用超音波画像診断装置
機器構成	下記の機器一式 1 超音波画像診断装置 1式 2 C1-5-RSプローブ 3 IC9-RSプローブ 4 Sono L&D 5 バッテリーパック 6 白黒プリンタ 7 既存ネットワークCLIOへの接続

要 求 条 件

I 機器構成内訳	数量
1 超音波画像診断装置	
1-1 Voluson SWIFT 本体	1 式
2 プローブ	
2-1 C1-5-RSプローブ	1 式
2-2 IC9-RSプローブ	1 式
3 周辺機器	
3-1 白黒プリンター	1 式
3-2 バッテリー	1 式
4 計測機器	
4-1 Sono L&D	1 式
5 既存画像診断装置用システムへの接続作業	1 式
II 納入条件等	
1 機器仕様	
(1) 超音波診断装置の構造・機能に関して以下の要件を満たすこと	
(1)-1-1 本体寸法は横幅445mm、奥行き593mm以内であること	
(1)-1-2 移動を考慮し、プローブホルダをタッチモニタ上部にも有すること	
(1)-1-3 産科計測項目であるBPD、AC、HC、HL、FL、大槽径、側脳室径、小脳径を自動計測する機能を有すること	
(1)-1-4 あらかじめ設定した検査項目を観察・記録したかどうか検査終了時にチェックする機能を有すること	
(1)-1-5 バッテリーを有しACコンセントを抜いても電源が落ちずスキャンを継続する機能を有すること	
(1)-1-6 経会陰スキャンにて収集した画像より、Progression Angleを自動計測する機能を有すること	
(1)-1-7 検査時に保存した画像はRaw DataファイルおよびDICOMデータファイルとして保存可能であること	
(2) プローブの機能に関して以下の要件を満たすこと	
(2)-1-1 経腹プローブの周波数は2.0MHz～5.0MHzの範囲以上であること	

(2)-1-2 経腔プローブの周波数は2.9MHz～9.7MHzの範囲以上であること
(3) 周辺機器に関して以下の要件を満たすこと
(3)-1-1 白黒プリンタを有すること
(3)-1-2 バッテリーを有すること
(4) 計測機能に関して以下の要件を満たすこと
(4)-1-1 分娩進行を客観的に診断出来るよう、母体の恥骨と児頭との角度を自動計測出来る機能を有すること
(5) 既存画像診断装置用CLIOシステムへの接続作業に関して以下の要件を満たすこと
(5)-1-1 CLIOへの接続をすること
2 納品
(1) 横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下、当院とする）の指定する場所に納品すること
(2) 当院の指定する場所から搬入可能であること。詳細は別途担当者と協議すること
(3) 機器の搬入、据え付け、調整を行うこと
(4) 設置時までには装置等の仕様変更があった場合は、最新の仕様で設置すること
(5) 配送費用等一切は本体価格に含むこと
(6) 現有機器で不要となるものに関しては、必要に応じて撤去・搬出・廃棄を行うこと
(7) 設置及び、撤去作業によって、既存設備の機能を損なわないこと
(8) 納品は令和3年9月30日までにを行うこと
(9) 受入試験は、当院スタッフ立会いのもとに行い、試験内容等の詳細は別途協議すること
(10) 機器の瑕疵については、無償でその対応を行うこと。また、動作障害などが発生した場合は、早急に原因を究明し問題解決を図ること
3 保守・メンテナンス
(1) 発生した故障の修理、および定期点検を実施できる体制が整っていること
(2) 通常の業務時間においては、ユーザーからの障害連絡後、速やかに対応できる体制が整っていること
(3) 納入後、10年以上の部品供給を保証すること
4 教育
(1) 操作マニュアルは、管理者及び操作者向けに全ての機器についてデジタルデータを含めて日本語版で2部以上用意すること
(2) 担当者に対して教育訓練を実施する体制が整っていること
(3) 導入時研修における取扱説明や教育訓練は担当者と事前協議し、必要な人員を派遣し、十分な技術を取得するまでの期間、無償で対応すること
5 その他
(1) 契約時には、仕様書の要求条件を満たすことを証明する書類を提出し、承認を得ること
(2) 震災対策として振動、転倒等を防ぐための対策を行うこと
(3) 入札直後の打ち合わせから検収までの期間に使用した資料、打ち合わせの内容は全て記録し、病院側と相互に内容確認すること。議事録と資料はファイリングして複写を含め2部提出すること
(4) 検収後の継続案件についても議事録、課題管理表を作成し、随時提出すること
(5) 本調達及び関連する手術部業務に係るシステム構成図については、デジタルデータを含めて印刷物を4部提出すること
(6) その他、本仕様書に明記されていない事項で問題が生じた時は、別途誠実に協議のうえ、決定すること